

第 4 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第18号 令和8年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

専第 18 号

令和8年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中、災害復旧費34,000千円の財源に充てるため、企業債 6,000千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 事業収益	1,162,385千円	27,200千円	1,189,585千円
第3項 特別利益	0千円	27,200千円	27,200千円
	支	出	
第1款 事業費	1,284,647千円	34,000千円	1,318,647千円
第4項 特別損失	0千円	34,000千円	34,000千円
（企業債）			

第3条 予算第6条に定めた起債の目的に「工業用水道災害復旧事業」を加え、起債の限度額に「6,000千円」を加える。

令和8年8月13日専決

熊本県知事 木 村 敬